

岸和田市農業委員会
第24回（令和7年6月）総会議事録

1 日 時 令和7年6月6日（金） 午後1時30分～午後2時10分

2 場 所 桜台市民センター 3階 講座室4

3 議案（その1）

議案第1号 岸和田農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第4号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定について

議案第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

4 議案（その2）

報告第1号 専決処分の報告について

（専決処分第1号）農地法第18条6項の規定による解約通知確認について

（専決処分第2号）農地の使用貸借の解約通知確認について

（専決処分第3号）農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

（専決処分第4号）農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

（専決処分第5号）生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

5 議案（その3）

議案第6号 令和6年度事業報告について

議案第7号 令和7年度事業計画の策定について

6 出席委員 14 名（定数 14 名）

委 員	1 番	谷口 敏信	委 員	2 番	藤原 一郎
//	3 番	楠本 忠雄	//	4 番	米本 巧
//	5 番	大嶋 浩一	//	6 番	原 世志之
//	7 番	南 加代子	//	8 番	塚本 敏雄
//	9 番	久禮 広一郎	//	10 番	谷藤 栄一
//	11 番	坂田 正行	//	12 番	今本 一成
//	13 番	西村 孝昭	//	14 番	東 昭夫

出席推進委員 12 名（定数 12 名）

推進委員	1 番	小山 藤夫	推進委員	2 番	松林 茂
//	3 番	永野 六博	//	4 番	黒川 晴之
//	5 番	藪 清仁	//	6 番	川阪 清秋
//	7 番	深井 正清	//	8 番	植田 善三
//	9 番	植田 功	//	10 番	上野 仁
//	11 番	田中 唯夫	//	12 番	田川 隆司

7 欠席委員

なし

8 出席事務局職員

寺本局長、高橋次長、和田参事、岡担当員

谷口会長(以下「議長」という)、定刻に着席。

議長 それでは第 24 回総会を始めさせていただきます前に、本日の委員出席状況を事務局から報告します。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。

農業委員 14 名の内 13 名、推進委員 12 名の内 12 名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本会議は成立しております。 以上でございます。

議長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申しあげます。

2 番 藤原委員、3 番 楠本委員 をお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第 1 号「岸和田農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を上程し、議題といたします。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 上程されました議案第 1 号につきましてご説明いたします。

議案書（その 1）1 ページをお願いいたします。

本件は、岸和田農業振興地域整備計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、岸和田市長から本委員会に意見を求めたもので、1 ページの一覧表のとおり 1 件でございます。計画変更の理由はドラッグストアを建設するためでございます。

これについて大阪府環境農林水産部の「農業振興地域の整備並びに運用管理に関する事務取扱要領」に定める要件を満たすものと認め、農用地区域から除外するものでございます。

事前に行われた山直上地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審議した結果、異議ないものとして答申することが妥当であると報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。

只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 異議なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第 1 号 1 番について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区協議会 会長 それでは、山直上地区協議会における議案第１号１番の農地について、審議の結果を報告いたします。

 本件に関しまして、さる６月３日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり異議ないものとして答申するものと決しました。

 以上でございます。

議長 山直上地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 異議なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第１号は原案のとおり異議ないものとして答申するものと決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

 よって、議案第１号は原案のとおり異議ないものとして答申するものと決しました。

 次に、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請承認について」を上程し、議題といたします。議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第２号につきましてご説明いたします。

 議案書（その１）２ ページをお願いいたします。 本件は、一覧表のとおり農地法第３条の規定による農地の所有権移転が１件でございます。

 事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び申請内容を慎重に審議した結果、保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況から、耕作に供すべき農地を効率的にすべて利用できるものと見込まれます。また年間の農業従事日数から、必要な農作業に常時従事でき、更に信託による権利取得ではなく、また転貸にもあらず、周辺の農地の効率的な利用を妨げるものでもありません。したがって、許可要件の全てを満たしているものと報告を受けております。

 以上でございます。

議長 説明が終わりました。

 只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第２号１番の農地について、山直下地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直下地区協議会 それでは、山直下地区協議会における議案第 2 号 1 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる 6 月 4 日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり許可することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 （山直下）地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 2 号について原案のとおり許可することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 上程されました議案第 3 号についてご説明致します。

議案書（その 1）3 ページをお願い致します。

本件は、地域計画策定後、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、市が一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請することについて農業委員会に意見を求められた案件であります。（地域計画策定前は農業委員会が一般社団法人大阪府みどり公社に要請を行っていましたが、策定後は岸和田市が一般社団法人大阪府みどり公社に要請を行うことになります。）

設定する利用権ですが、3 ページの一覧表のとおり 1 件で、1 番の設定する利用権は賃借権で、期間は令和 7 年 8 月 1 日から令和 12 年 7 月 31 日までの 5 年間まででございます。

事前に行われた、（中央・土生郷）地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審議した結果、関係法令の各要件を満たしており、制度目的にかなっているため、市が一般社団法人大阪府みどり公社に計画の作成を要請することについて異議ないものとして答申することが妥当であると報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第3号1番の農地について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告、願います。

中央・土生郷地区協議会 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第3号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる6月3日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり承認し、一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 (中央・土生郷)地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第3号は原案のとおり要請することに異議ないものとして決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり一般社団法人大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに異議ないものとして答申することに決しました。

次に、議案第4号「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定について」を上程し、議題といたします。議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 議案第4号についてご説明致します。

議案書(その1)4ページをお願い致します。

本件は、令和6年度に策定されました地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更について、地域農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、農業委員会に意見を求められたもので、4ページの一覧表のとおり1件でございます。計画変更の理由は隣接している露天資材置場の拡大となっております。

事務局 事前に行われた（山直下）地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審議した結果、市が地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更を行うことについて異議ないものとするところですが、申出者が現在、丘陵土地改良区内で違反転用の農地があるため、違反転用の是正についての条件を付して答申することが妥当であると報告を受けております。 以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第４号１番の農地について、（山直下）地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直下地区協議会 それでは、山直下地区協議会における議案第４号１番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる６月４日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、違反転用の是正についての条件を付して答申するものと決しました。

以上でございます。

議長 （山直下）地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第４号は違反転用の是正についての条件を付して答申するものと決しました。

次に、議案第５号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題といたします。議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 議案第５号についてご説明致します。

議案書（その１）５ページをお願い致します。

本件は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明が、５ページ・６ページの一覧表のとおり 7 件でございます。

事務局 事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審議した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第5号1番から5番の農地について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告、願います。

中央・土生郷地区協議会 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第5号1番から5番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる6月3日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第5号6番の農地について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告、願います。

南掃守地区協議会 それでは、南掃守地区協議会における議案第5号6番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる6月2日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第5号7番の農地について、山直下地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直下地区協議会 それでは、山直下地区協議会における議案第5号7番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる6月4日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり異議ないものとして答申するものと決しました。

以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第5号は原案のとおり異議ないものとして答申するものと決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり異議ないものとして答申するものと決しました。

次に、議案書（その2）専決処分の報告に移ります。

報告第1号「専決処分の報告」を一括して報告致します。

報告の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案書（その2）報告第1号についてご説明致します。

議案書（その2）1ページをお願い致します。

本件は、岸和田市農業委員会に関する規程第19条により、専決処分を行なった内容で、令和7年4月21日から令和7年5月20日までの受理分についての報告となります。

2ページをお願い致します。専決処分第1号「農地法第18条第6項による解約通知確認について」ですが、2ページの一覧表のとおり2件でございます。これは、賃借人と賃貸人との間で合意解約したものでございます。

次に、3ページの専決処分第2号「農地の使用貸借の解約通知確認について」ですが、一覧表のとおり1件でございます。

これは使用貸人と使用借人との間で合意解約したものでございます。

4ページをお願い致します。専決処分第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について」は、市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出がなされたもので、5ページの一覧表のとおり、令和7年4月21日から4月30日までに届出がなされ、5月7日に専決処分を行なった内容が2件、次に6ページの一覧表のとおり、令和7年5月1日から5月10日までに届出がなされ、5月15日に専決処分を行なった内容が2件、7ページの一覧表のとおり、令和7年5月11日から5月20日までに届出がなされ、5月26日に専決処分を行なった内容が3件でございます。

8ページをお願いします。専決処分第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について」は、市街化区域内における農地転用の届出がなされたもので、9ページの一覧表のとおり、令和7年5月1日から5月10日までに届出がなされ、5月15日に専決処分を行なった所有権移転が1件、令和7年5月11日から5月20日までに届出がなされ、5月26日に専決処分を行なった所有権移転が1件でございます。

事務局 次に 11 ページをお願いします。専決処分第 5 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」は、生産緑地法第 10 条の規定に基づく農業の主たる従事者の証明で、11 ページの一覧表のとおり 1 件でございます。

以上、専決処分報告第 1 号から第 5 号について、いずれも法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審議した結果、適法でありました。よって会長が専決処分いたしましたものであります。

以上でございます。

議長 報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案書（その 2）専決処分の報告を終わります。

次に、議案書（その 3）に移ります。

議案第 6 号「令和 6 年度事業報告について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、上程されました議案第 6 号につきましてご説明いたします。

（令和 6 年度事業報告書について事務局説明）

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第 6 号は原案のとおり決定するものと決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号は原案のとおり決定するものと決しました。

議長 最後に、議案第 7 号「令和 7 年度事業計画の策定について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、上程されました議案第 7 号につきましてご説明いたします。

（令和 7 年度事業計画書について事務局説明）

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、議案第 7 号は原案のとおり決定するものと決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり決定するものと決しました。

議長 以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。委員の皆様から何かございませんか。

委員 なし

議長 特段ないようですので、これで第24回総会の議事を終了いたします。

令和7年6月6日

議 長 谷 口 敏 信

委 員 藤 原 一 郎

委 員 楠 本 忠 雄